

平成29年第1回天塩町農業委員会総会議事録

招集年月日	平成29年4月28日(金)			
招集場所	天塩町役場 3階委員会室			
開閉日時 及び宣告	開 会	平成29年4月28日(金) 午前10時30分		
	議 長	会長 宍戸 栄一		
	閉 会	平成29年4月28日(金) 午前10時55分		
	議 長	会長 宍戸 栄一		
応召招集委員 及び出席委員 並びに欠席委員  出席 11名 欠席 0名  (凡例) ○ 出席 ● 欠席	議席番号	氏 名		出欠別
	1	満 保 豊		○
	2	谷 村 敏 彦		○
	3	奥 山 稔		○
	4	佐 藤 博 幸		○
	5	山 本 俊 栄		○
	6	吉 田 謙 司		○
	7	湯 澤 敏 孝		○
	8	鎌 田 英 樹		○
	9	安 川 和 範		○
	10	黒 川 益 毅		○
	11	宍 戸 栄 一		○
議事録署名委員	議席番号	2番 谷 村 敏 彦 3番 奥 山 稔		
職務のため議場に出席 した者の職氏名	事務局長	青 野 朋 之		
	総務係長	井 上 剛		
	総務係主査	藤 原 諒		

平成29年度第1回天塩町農業委員会総会

- 議長  ただ今の出席委員は10名であります。  
定数に達しておりますので、ただいまから平成29年度第1回天塩町農業委員会総会を開催します。
- 議長  これから本日の会議を開きます。  
はじめに、議事録署名委員の指名を行います。  
議事録署名委員は、会議規則第15条第2項の規定により、議長において、2番 谷村 敏彦君、3番 奥山 稔君を指名します。  
次に、会期決定の件を議題といたします。本総会の会期は本日一日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。
- 全員  異議なし。  
議長  異議なしと認めます。  
従って、本総会の会期は本日一日間と決定しました。  
(満保委員入室)
- 議長  それでは議事に入りたいと思います。
- 議長  議案第1号「下限面積（別段面積）の設定について」を議題とします。  
事務局より内容の説明を求めます。
- 事務局  ただいま議題となりました議案第1号「下限面積（別段面積）の設定」につきまして内容をご説明申しあげます。  
2ページをご覧ください。  
下限面積（別断面積）の設定について説明いたします。  
農地の権利取得にあたっての下限面積（都府県50a以上、北海道2ha以上）につきましては、3条許可の場合、農地法に基づき、農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、区域内の全部又は一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、これを公示したときは、その面積を農地法第3条第2項第5号の下限面積として設定できることになっています。  
また、下限面積の設定については、毎年、設定又は修正の必要性について審議し、その結果を公表することとなっています。
- 1の下限面積（別段の面積）設定の基準につきましては、(1) 設定区域は、自然的経済的条件から見て営農条件がおおむね同一と認められる地域であること。(2) 農業委員会が定めようとする別段の面積は、設定区域内においてその定めようとする面積未満の農地を耕作している農家が、全農家数の100分の40を下回らないように算出されるものであること。

事務局

2の本町の現状と下限面積（別段の面積）設定の必要性については、(1)2015農林業センサス、平成28年度利用状況調査及び農地台帳等の状況を踏まえ、町内の農家で2ヘクタール未満の農地を耕作している農家が存在しないことから、農地法施行規則第20条第1項の規定に基づく別段の面積の設定基準である4割に満たない（存在しない）状況であります。

このため、天塩町においては、下限面積（別段の面積）を設定することが出来ないため、平成29年度については別段の面積を設定しないこととし、農地法第3条の下限面積は農地法第3条第2項第5項の規定に基づき運用することとします。

農業経営基盤強化促進法については、適用除外、草花等の栽培で集約的（ハウス栽培）に農業経営を行う場合についても、下限面積を下回って許可をすることはできることとなります。

事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

議長

ただいま、事務局より説明のありました下限面積の設定についての質疑を行います。

全員

ありません。

議長

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。本件は原案のとおり決定されました。

議長

次に議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局より内容の説明を求めます。

事務局

それでは、ただいま議題となりました議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

別記第2号様式 意見書の書式に基づいてご説明申し上げます。5ページをご覧ください。

1件目につきましては、貸主は 氏、借主については、 となっております。土地については、字川口 番外2筆となっております、転用面積は、8,707.00㎡となっております。転用目的は土採取で、工期は平成29年5月21日より平成32年5月20日となっております。一時転用であり採取後は農地に復元することとなっております。

農地区分ですが、農振農用地区域内農地であります。

農地の転用に関する許可基準から見た意見につきましては、3年以内の一時転用であり、復元後は農地として活用するので問題ないと考えております。

資力については、残高証明書の添付があるので問題ないと考えます。

次に、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況ですが、申請区域内に河川用地及び国有地がありますが、河川管理者である天塩町と協議済みとなっており、国有地につきましても国有財産一時貸付契約書の添付があるため問題ないと考えます。

その他の区分については、ご覧のとおりとなっております。

総合意見としては、許可相当としております。

7 ページから 36 ページには申請書及び、図面等を添付しております。

2 件目につきまして、ご説明申しあげます。37 ページをご覧ください。

貸主は 氏、 氏、借主については、 となっております。

土地については、字川口 番 外 1 筆となっており、転用面積は、20,442.83 m<sup>2</sup>となっております。転用目的は砂採取で、工期は平成 29 年 5 月 25 日より平成 30 年 5 月 24 日となっております。一時転用であり採取後は農地に復元することとなっております。

農地区分ですが、農振農用地区域内農地であります。

農地の転用に関する許可基準から見た意見につきましては、3 年以内の一時転用であり、復元後は農地として活用するので問題ないと考えております。

資産及び信用の欄につきましては、残高証明書の添付があるため問題ないと考えます。

次に、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況ですが、地権者の同意書があるため問題ないと考えます。

また申請区域内に河川用地がありますが、河川管理者である天塩町と協議済みとなっており問題ないと考えます。

資力については、残高証明書の添付があるので問題ないと考えます。

その他の区分については、ご覧のとおりとなっております。

総合意見としては、許可相当としております。

39 ページから 64 ページには申請書及び、図面等を添付しております。

事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

議 長

ただいま、事務局より説明のありました農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についての質疑を行います。

全 員

ありません。

議 長

質問なしと認めます。

議 長

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全 員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。本件は原案のとおり決定されました。

議 長

次に議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項による計画書の決定について」を議題とします。

整理番号1-1から1-8の所有権移転の案件につきまして、事務局より内容の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項による計画書の決定について」につきまして内容をご説明申し上げます。

所有権移転の案件につきまして総括表に基づき説明申し上げます。

66ページをご覧ください。

はじめに67ページのタツネウシ地区から説明いたします。

整理番号1-1についてであります、氏から氏に所有権移転をするものです。位置につきましては、67ページ、68ページをご覧ください。

条件面は、ご覧の総括表のとおりとなっております。

次に、整理番号1-2についてであります、氏から氏に所有権移転をするものです。位置につきましては、67ページ、69ページをご覧ください。

条件面は、ご覧の総括表のとおりとなっております。

次に、整理番号1-3についてであります、氏から氏に所有権移転をするものです。位置につきましては、67ページ、70ページをご覧ください。

条件面は、ご覧の総括表のとおりとなっております。

次に、整理番号1-4についてであります、氏から氏に所有権移転をするものです。位置につきましては、67ページ、71ページをご覧ください。

条件面は、ご覧の総括表のとおりとなっております。

次に、整理番号1-5についてであります、氏から氏に所有権移転をするものです。位置につきましては、67ページ、72ページをご覧ください。

条件面は、ご覧の総括表のとおりとなっております。

次に73ページのウブシ地区について説明いたします

整理番号1-6についてであります、氏から氏に所有権移転をするものです。位置につきましては、73ページ、74ページをご覧ください。

条件面は、ご覧の総括表のとおりとなっております。

事務局

次に、整理番号 1-7 についてであります、 氏から 氏に所有権移転をするものです。位置につきましては、73 ページ、75 ページをご覧ください。

条件面は、ご覧の総括表のとおりとなっております。

次に 76 ページの下サロベツ地区について説明いたします

整理番号 1-8 についてであります、 氏から 氏に所有権移転をするものです。位置につきましては、76 ページ、77 ページをご覧ください。

条件面は、ご覧の総括表のとおりとなっております。

事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

議 長  
全 員  
議 長  
議 長  
全 員  
議 長

ただいま、事務局より説明のありました所有権移転の質疑を行います。

ありません。

質問なしと認めます。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

異議なし。

異議なしと認めます。本件は原案のとおり決定されました。

議 長

次に、整理番号 1-9 の所有権移転の案件につきましては、 委員の案件がありますので、農業委員会法第 31 条第 1 項の議事参与の制限に基づき、関係委員の退席を求めます。

( 委員退席)

議 長

それでは、事務局より内容の説明を求めます。

事務局

それでは引き続き下サロベツ地区につきまして説明いたします。

整理番号 1-9 についてであります、 氏から 氏に所有権移転をするものです。位置につきましては、76 ページ、78 ページをご覧ください。

条件面は、ご覧の総括表のとおりとなっております。

事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

議 長  
全 員  
議 長  
議 長

ただいま、事務局より説明のありました整理番号 1-9 の所有権移転の質疑を行います。

ありません。

質問なしと認めます。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全 員  
議 長

異議なし。  
異議なしと認めます。本件は原案のとおり決定されました。  
退席となっている関係委員は席にお戻りください。

( 委員入室)

議 長

次に、整理番号 1-10 から 1-12 の所有権移転の案件について、事務局より内容の説明を求めます。

事務局

それでは、79 ページの作返地区について説明いたします  
整理番号 1-10 についてであります、 氏から 氏に所有権移  
転をするものです。位置につきましては、79 ページ、80 ページをご覧ください。  
条件面は、ご覧の総括表のとおりとなっております。

次に、整理番号 1-11 についてであります、 氏から 氏に所  
有権移転をするものです。位置につきましては、79 ページ、81 ページをご覧ください。  
条件面は、ご覧の総括表のとおりとなっております。

次に 82 ページの円山地区について説明いたします  
整理番号 1-12 についてであります、 氏から 氏に所有権移  
転をするものです。位置につきましては、82 ページ、83 ページをご覧ください。  
条件面は、ご覧の総括表のとおりとなっております。

事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご決定賜りますよう、お  
願い申し上げます。

議 長

ただいま、事務局より説明のありました整理番号 1-10 から 1-12 の所有権移転  
の質疑を行います。

全 員  
議 長  
議 長  
全 員  
議 長

ありません。  
質問なしと認めます。  
お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
異議なし。  
異議なしと認めます。本件は原案のとおり決定されました。

議 長

次に、整理番号 2-1 から 2-2 の利用権設定の案件について、事務局より内容の  
説明を求めます。

事務局

利用権設定の案件につきまして総括表に基づき説明申し上げます。84 ページ  
をご覧ください。  
整理番号 2-1 についてであります、 氏から 氏に賃貸借件の

事務局

設定をするものです。位置につきましては、85 ページ、86 ページをご覧ください。

条件面は、ご覧の総括表のとおりとなっております。

次に整理番号 2-2 についてであります、 氏から 氏に賃貸借の設定をするものです。位置につきましては、87 ページ、89 ページをご覧ください。

条件面は、ご覧の総括表のとおりとなっております。

事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

議 長

ただいま、事務局より説明のありました整理番号 2-1 から 2-2 の利用権設定の質疑を行います。

全 員

ありません。

議 長

質問なしと認めます。

議 長

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全 員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決定されました。

議 長

次に、議案第 4 号「現況証明願」について、事務局より内容の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました議案第 4 号「現況証明願」につきましてご説明申し上げます。

1 件目につきまして、90 ページの現況証明願書をご覧ください。当該案件につきましては、 氏より、字下サロベツ 番 につきまして現況証明願の申請がありましたので、ご説明いたします。

申請地につきましては、地目変更のため証明願の提出があったところです。

当該地につきましては、平成 9 年 10 月 27 日に農業用施設建設のため 4 条許可がなされており、現在 D 型ハウスが立っております。

現地確認につきましては、4 月 24 日に、安川委員、黒川委員、吉田委員、事務局で実施いたしました。

判定ですが、宅地と判定いたしました。

91 ページから 92 ページには図面を添付しております。

2 件目につきまして 93 ページの現況証明願書をご覧ください。

当該案件につきましては、 氏より、字川口 番 、 番 につきまして現況証明願の申請がありましたので、ご説明いたします。

事務局

申請地につきましては、転用申請のため証明願の提出があったところです。  
現地確認につきましては、4月24日に、安川委員、黒川委員、吉田委員、事務局で実施いたしました。

判定ですが、雑種地と判定いたしました。

94 ページから 95 ページには図面を添付しております。

事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

議 長  
全 員  
議 長  
議 長  
全 員  
議 長

ただいまの、現況証明願についての質疑を行います。

ありません。

質問なしと認めます。

お諮りいたします。本案は原案のとおり証明することにご異議ありませんか。  
異議なし。

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり証明することとします。

議 長

次に、議案第5号「天塩町農業委員会活動実績について」を議題とします。  
事務局より内容の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました議案第5号「天塩町農業委員会活動実績について」  
ご説明申し上げます。97 ページをご覧ください。

平成28年度天塩町農業委員会活動計画については、平成28年度第1回農業  
委員会総会にて承認をいただいているところですが、今回は、その計画に対する  
実績をまとめ、ご決定いただき、農業委員会だよりで地域のみなさまに周知をし  
たいと考えております。

またこれらの事項につきましては、農林水産省通知により指導されているとこ  
ろでありますので、ご了解いただきたくお願い申し上げます。

それでは、内容ですが、平成28年度活動結果について、をご覧ください。

一つ目の、「農地パトロール」ですが、昨年9月に実施をいたしました。要し  
た日数は3日間、5班体制で、農業委員10人、事務局職員2人で、町内全域を  
対象に実施、違反転用等、特に問題となる場所は見受けられなかったところ  
です。

二つ目の、「農地、農家の実情、意向確認、相談」であります。実績として  
は、酪農家と酪農家における所有権移転による売買価格の照会がありました。

三つ目の、「農地の利用調整・あっせん」につきましては、基盤強化法の利用

事務局

調整について、農業委員が売り手と担い手の間に入り活動しました。

四つ目の、「農政の普及・浸透、農業者や地域に根ざした農政活動」ですが、11月に地区別農業委員会等研修会に農業委員5名、事務局2名が参加しました。12月に農業者年金協議会代議員等研修会に農業委員2名、事務局1名で参加し、資質の向上を図ったところです。

五つ目の、「農業者年金の加入促進」ですが、加入推進にかかる戸別訪問は実施できませんでしたが、2名の新規加入がありました。また農家さんの個別相談等を実施いたしております。

六つ目、七つ目は、「研修会、学習会の実施、各部会学習会の実施」ですが、学習会については、総会終了後に部会合同で3回開催いたしました。

内容としまして、8月に改正農業委員会法及び改正農地法について、1月、2月に農業委員の新制度について学習会を開催いたしました。

事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

議 長  
全 員  
議 長  
議 長  
全 員  
議 長

ただいまの、「天塩町農業委員会活動実績について」質疑を行います。  
ありません。

質問なしと認めます。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
異議なし。

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決定されました。

議 長

次に議案第6号「天塩町農業委員会活動目標について」を議題といたします。  
事務局より内容の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました議案第6号「天塩町農業委員会活動目標について」  
をご説明申し上げます。100ページをご覧ください。

平成26年度において、平成29年度までの3カ年の活動目標を決定している  
ところですが、平成29年度の活動目標に7つの活動の柱を掲げこれ基に、設定  
しようとするものです。

平成29年度の活動計画(案)として101ページ、102ページをご覧ください。

1つ目は、農地パトロールの実施としております。例年通り中山間直接支払制  
度の現地確認と一体となり行う予定としております。地区ごとに二人から三人の

農業委員を地区担当としておりますのでよろしくお願いいたしますと思います。

2つ目は、農地、農家の実情、意向確認、相談についてですが、各農業委員が農業者の立場になり、地域実情に応じた対応に努めることとしております。

3つ目は、農地の利用調整、あっせんについてですが、各農業委員が日々の活動の中で離農等情報を得た場合は、農協等の関係機関と連携し、あっせん等により農地の利用調整をすることとしております。

4つ目は、農政の普及・浸透、農業者や地域に根ざした農政活動についてですが、北海道農業会議などが実施する研修会等に積極的に参加をし、農業情勢について情報収集を図ることとしております。

5つ目は、農業者年金の加入推進についてですが、農協と農業委員が連携し、加入活動強調月間を設け加入推進を行うこととしております。

6つ目、7つ目は、研修会、学習会、各部会の学習会の実施ということで、農業委員として知っておかなければならない法令や制度について各関係機関より講師を招き学習することとしております。

これらの計画につきましては、農業委員会だよりに掲載し、回覧により地域の皆様方にお示しをすることとしております。

事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

議長

ただいま、事務局より説明のありまし「天塩町農業委員会活動目標について」質疑を行います。

佐藤委員  
事務局

これは、次の新体制でやるもんじゃないの？

平成26年から平成29年までの3カ年で活動目標を立てておりますので、今回の活動計画は任期の7月までとなります。新体制になりましたら改めて活動目標を立てる事になります。スケジュール的なものは、来年の3月まで記載させていただきます。

佐藤委員  
議長  
全員  
議長  
議長  
全員

分かりました。

他にありませんか。

ありません。

質問なしと認めます。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。異議なし。

議 長

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決定されました。

議 長

以上で本総会に付された案件はすべて終了しました。

お諮りします。これにて、本日の会議を閉会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

全 員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。

以上をもちまして平成29年度第1回天塩町農業委員会総会を閉会といたします。

平成29年 4月28日

署名委員

( 2 番) 谷村 敏彦 ㊟

( 3 番) 奥山 稔 ㊟